

さっぽろヒグマ基本計画改定検討委員会設置要綱

令和3年8月4日
環境局長 決 裁
(最近改正：令和4年1月27日)

(目的)

第1条 さっぽろヒグマ基本計画（以下「基本計画」という。）の見直しを実施するにあたり、札幌市及びその周辺におけるヒグマの動向や環境の変化等について、専門的な立場からの意見を聴取するため、さっぽろヒグマ基本計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、基本計画改定案における基本目標や施策の方向性等、計画の全体像について、改定に向けた意見交換を行う。

(構成)

第3条 委員は、大学等研究機関においてヒグマを専門に研究する者、札幌市及びその周辺におけるヒグマの出没状況を熟知する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 検討委員会委員は、6人以下とする。

(オブザーバー)

第4条 検討委員会には、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 任期は、委嘱の日から、令和5年3月31日までとする。

(委員長)

第6条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置くものとする。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第7条 環境局環境管理担当部長は、必要に応じて検討委員会を招集する。

2 環境局環境管理担当部長が特に必要があると認めるときは、委員の代理出席を

認めることができる。

3 委員会の内容については、議事録を作成の上、公開する。

(意見の徴取)

第8条 委員長が特に必要があると認めるときは、検討委員会に、委員・オブザーバー以外の者の出席を求め、資料の提出を受け、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第9条 委員への謝礼は、会議1回に対して12,500円(税込み)を支給する。

2 前項の規定は、第7条第2項により代理出席した者に準用する。

(事務局)

第10条 検討委員会の事務局は、札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課が行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、環境局環境管理担当部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月27日から施行する。